

Title	淺草寺所藏國寶元版一切經縁起：尼僧秋庭貞運鎌倉鶴ヶ丘八幡宮より附属什物と共に招請し来る
Sub Title	
Author	外山, 知三
Publisher	三田史学会
Publication year	1940
Jtitle	史学 Vol.18, No.4 (1940. 4) ,p.171(733)- 213(775)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19400400-0171

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

淺草寺所藏國寶元版一切經緣起

尼僧秋庭貞運鎌倉鶴ヶ岡八幡宮より附屬什物と共に招請し來る

外山知三

一 緒言

二 奉納事業の概要

三 奉納事業の経過

貞運尼一切經勸進の動機

寄附金募集

經卷其他の輸送

講中の設立

淺草寺に對し正式引渡

鶴岡八幡宮の縁起

轉輪藏の構造

元版一切經

傳大士二童子、四天王像其他の佛像

一切經講中の休講解散

淺草寺所藏國寶元版一切經緣起（外山）

四 經堂守護及び退去の始末

經卷守護の爲め經堂際に移轉

經堂修繕に付再度の寄附金募集

當時佛教界は疲弊困憊の極に達す

經堂守護の庵室を去り金谷山内に移る

一切經並に輪藏の返還を請求す

五 奉納事業に關係せる人々の經歷

秋庭貞運

秋庭壽樂

倉又左衛門

外山巨岳

六 結語

一緒言

明治皇政復古は吾が近代國家創業の時に係り、所謂百度維新の際なれば、古事舊物の破棄せられたるもの、其の數挙げて算す可らず。就中神儒道一派の鼓吹せる廢佛毀釋の叫びは、尊皇攘夷論の一部と結合して、其の勢ひ頗る猛烈を極め、全國到る所佛門に向つて、悲風慘雨の吹き荒めること、更めて説明する迄も無き所なり。

明治元年神佛分離の發令直後の三月、比叡山の

地主神たる日吉權現社司の、佛像佛具破却事件や、翌二年四月熱田神宮に於ける神宮寺寶庫安置の、佛教に關する圖像經典類の焼却事件や、同じ頃奈良興福寺に於ける春日神社社司の、紺紙金泥の經卷燒却金銀抽出事件の如きは、無數の國寶什物滅失の顯著なる例證として、今に傳へて痛惜せらる所なり。

貞運尼發願一切經勸進の由來に就て、從來傳唱せられたる所は、多く小説的の記載又は傳聞に基づける、斷片的の推測に過ぎざるが故に、從て其招請の手續乃至運搬の實際より、講中の設立、寄附金の募集、納入後に於ける轉輪藏の組立、經堂の修繕等の顛末に就ては、明白を缺き誤り傳へられたる所尠からず、寄贈を受けたる淺草寺に於ても、

し、一尼僧の身を以て、敢然立つて大勇猛心を發揮し、佛教の寶典たる一切經を始め、關係佛像佛具を破滅の淵より救出して、之を安全の地に護持し、繼絕興廢の偉功を樹てたることは、誠に感嘆に勝えざる所なり。尼僧名を貞運と云ふ、即ち鎌倉鶴ヶ岡八幡宮の寶庫に襲藏せられたる、元版一切經五千四百數十卷を始めとし、之を容るゝ所の轉輪藏及び附屬の佛像什器を招請し來りて、之を金龍山淺草寺に奉納したり。

正確なる記録を止めず、住職の交迭其他の事情によりて、受納品の種類、納入の時期、正式の引渡等の真想に關しては、殆んど知る所無きものの如し。

筆者は此奉納事業に直接携はりし人々と密接の關係あり、今日迄寄贈者側の筐底に深く埋藏せられ、未だ世間に發表せられたること無き諸記録を始め、右一切經と同時に鎌倉八幡宮輪藏に重襲せられたる、別種の經卷類を繼承し、平素より佛教主義に殉せんとせし、貞運尼の崇高なる遺業に對し、絶大の尊敬を拂ひ來れる機縁を有する者なるが故に、以下それらの舊記に基き、事實の推移を記し、聊か闡幽發微の實を擧げ、以て經典佛像佛具の保護に關し、功勞ありし人々の遺徳を偲び、其高風を讚仰せんと欲するものなり。

二 奉納事業の概要

先づ順序として發願者、建立擔當者、後援者、世話人等の氏名を擧げ、奉納の經過を略記し、次て其詳細に及ばんとする。

發起首唱者、

秋庭貞運尼。秋庭壽樂翁、佐藤俊海師等補佐す。建立擔當者、

外山巨岳和尚。香川圓瑞和尚補佐す。

主なる後援者、

倉又左衛門。同家番頭數名世話人となる。

講中世話人、

安藤富次郎、秋山武右衛門、篠崎茂兵衛、永田喜三郎其他多數。

奉納品の種類、

一切經、轉輪藏、傳大士二童子、四天王像、觀世音菩薩像、釋迦如來像、其他附屬品一式。奉納經過の大要。

貞運尼が一切經勸進の大願を發起したるは、維

新前の元治年間にあり。其後明治元年神佛分離の爲め、鎌倉八幡宮所藏の一切經、佛像佛具等取除けのことを耳にしたるを以て、同二年中より數回

同地に赴き、購入譲受の交渉を行ひ、先以て經典類の破却を防止すると共に、他方信徒後援者の助力を求め、譲受のこと略ば見込立ちたるを以て、

同三年中に關係者一同協議の上、淺草寺に對し奉納に關する手續其他の交渉を遂げ、熟談の結果、同四年一月正式に一同連名の書面を以て、奉納願出の形式を探れり。

一切經勸進帳の作成は、明治四年の春にして、

購入代金は一時後援者倉氏、其他篤信者の立替を求めて用辨すると共に、直に講中の設立、托鉢による寄附金の募集に着手せり。

翌五年九月迄に鎌倉よりの輸送を終り、一先づ寺院側に納入の手續を完了す。輸送方法は陸路によることは、頗る困難なりしを以て、海運の便を

借り、東京灣より隅田川を溯りて搬入せり。但し轉輪藏の建立は、尙ほ未完成の儘に推移す。

同六年三月、一切經講中人名簿數卷出來す、各卷頭に淺草寺住職唯我教正の序文あり、裝潢謹嚴鄭重を極む。

同九年四月、輪藏の組立、佛像の据付等全部完成せるにより、更めて淺草寺に對し、正式に奉納の手續を終り、同時に講中を休講とし、經堂附屬品の内、不用分は貞運尼之を申受く。當時申受けたる佛像、及び黃檗版の大般若經等の佛典多數現存す。

同十年一月、東京府知事より、公園地借用の許可を受け、經堂際に小庵を營み、經堂番人名義にて住居し經卷の守護に當る。

同十二年夏、經堂修繕に付き、淺草寺の依頼により更めて寄附金を募集す。寄附金の募疏によれば、右一切經は宋版にて、源家の大將賴朝公より、

八幡宮に奉納したるものなりとの記載あり、當時
關係者一同、經卷に對する知識乏しく、斯く信じ
たるものなるべし。

同十七年公園地規則改正の爲め、經堂守護とし
ての住居不可能となり、小庵を淺草寺に奉納して
同所より立退く。

貞運尼が一切經を招請せし當時、淺草寺には既
に、前年焼失後の再建に係る經堂ありしが、未完
成の儘なりしを以て、造作の合天井、唐戸、疊、
爐盤石を始め、堂内の轉輪藏、傳大士、二童子、
其他の佛像等は、悉皆一切經と共に、鎌倉所在の
ものを移轉し來りて之を組立て完成したるなり。
唯經堂建物のみは取崩して、大工棟梁に與へ來れ
り。

現在淺草寺の二天門に安置しある佛像も、當時
鎌倉より移し來れる、四天王像の中より分置せる
ものなることは、奉納願書及び之に對する、淺草

寺の受領書によりて明白なり。二天門は維新前は
境内の神社に附屬し、矢大臣門として神像を安置
しありしを、此時佛像に置替へたるものなりと云
ふ。

元版一切經、全卷五千四百二十八卷は、貞運尼
歿後七年を経て、明治三十二年に至り國寶に指定
せられたり。貞運尼存命中此事を知りたらんに
は、其喜びや果して如何。

家大人謙齋義達翁、今茲老齡八十九歳に躋り、
神氣旺盛、新聞紙を閲讀するに、眼鏡の力を借ら
ず、矍鑠壯者を凌ぐの概あり、往年貞運、巨岳等
の經卷奉納に際し、親しく目撃せし所を語りて詳
なり。

以上略記せる奉納事業の経過、及び關係者の閱
歴等の詳細に就ては、後段に説明す可し。

三 奉納事業の経過

貞運尼一切經勸進の動機

元治元年十月、貞運尼其師なる、相州三浦郡太田和村十劫寺の住職佐藤俊海師の許を辭して、海路江戸に赴かんとして、浦賀より乗船海上に出でたる所、俄然颶風吹き起り、乗客一同將に難破沈没の悲運に陥らんとせし際、尼僧は瞑目端坐、一心不亂に觀世音菩薩の大悲を祈願し、只管其憐愍救護を求めたりしに、幸にして風波靜まり、無事對岸上總國に上陸することを得、爾來觀世音に對する信仰益々堅固となり、報恩感謝の意を表する爲め、一切經を建立せんとの大望を發願するに至れり、其勸進の動機は正に此時に發生したる次第なり。

川縣廳の命令により一切取除のことゝなり、或は由比ヶ濱に於て、焼却破棄の事ある可しとの（現に他の佛堂に安置のものは、同所塔の辻に於て焼却せられたる事實あり）容易ならざる風聞を耳にしたるを以て、一刻も猶豫すべきにあらずとし、信徒及び後援者の助力を仰ぎ、親ら數回鎌倉に出張し、購入の希望達成に力めたり。

當時經堂は、便宜上政府當局より、圓覺寺塔頭歸源院住職に對し移管を命じありしこととて、同院并に八幡宮社家に就き、百方折衝の結果讓受の交渉成立したるを以て、更に讓受後に於ける什物の移轉先を物色したるに、關係者一同は淺草寺を以て最適當と認め、同三年中同寺に對し奉納に關する内交渉を遂げ、双方の希望條件圓満裡に合致したるを以て、翌四年一月正式に文書を以て奉納する、佛教關係の諸物は悉く廢棄のことゝなり、願書を提出したるもの、左に記す所なり。

鎌倉八幡宮境内經堂安置の經卷佛像佛具も、神奈
明治四年正月一切經、附屬什物類の奉納に付さ、

貞運等より淺草寺に差出したる願書、(原文の儘
出して改めず、以下同様)

以書附奉申上候

相州三浦十劫寺俊海法弟貞運義、年來一切經建
立仕度志願に候得共、尼僧の分にして不成容易
大願に候間苦心罷在候處、去る八ヶ年已前元治

元年子歳十月二十五日、浦賀沖に於て難船の砌、
既に破船に及び乗合一同沈沒可致の處、不計觀

世音大菩薩の大悲之哀愍に依つて、一同無恙上
總國富屋村え上陸仕候、就而は普く有信の輩に
爲勸進、一切經堂御山え建立仕り、廣く有縁の
僧尼に拜覽を爲蒙、國家安穩、萬民快樂を俱に
希度大願增長致候、然る處去る明治元年辰歳中、
神佛混合不相成旨被 仰出候に付、相州鎌倉鶴
ヶ丘八幡社中重物の内、一切經取方付の義、神
奈川縣御役所より被 仰候に付、同所圓覺寺地
中歸源院住僧より、右御役所へ同濟の上、鶴ヶ

丘社家え相對し、同年十二月中、一切經被引請
置候に付、私共一同苦配仕り歸源院え掛合に及
び、今般出張致し雙方熟談の上、一切經并輪藏
共招請申置候、何卒當御山え奉納仕度奉存候間、
願主志願の通り御聞届け被成下置候様、私共一
同奉願上候以上。

明治四未年正月日

麹町四丁目

世話人 篠崎 茂兵衛

四谷伊賀町

同 永田 喜三郎

麹町平河町一丁目

同 安藤 富次郎

日本橋瀬戸物町

同 秋山武右衛門

市ヶ谷二丁目

同 中村 直五郎

十劫寺法弟尼僧

發起 貞運

所と異なる點なりとす。

相州三浦郡太田和村

十劫寺住職 佐藤 俊海

金龍山淺草寺

御役人衆中様

奉納目錄

一切經奉納に關する準備手續完了と共に、之れに要する費用捻出の爲め、直に實行に着手したるは、寄附金募集の事業なりき。左記は貞運尼が、其夫たる秋庭壽樂と連名にて作成したる勸進帳にして、現物は木版二枚摺振假名附のものなり。

一切經請待勸進帳

- 一、一切經全部并ニ轉輪藏
- 一、四天王像四軀
- 一、普大士兩童子三軀
- 一、釋迦如來像
- 一、觀世音菩薩像
- 其他

即ち本書によりて、奉納品は一切經のみに止まらず、轉輪藏其他佛像佛具等附屬の什物全部を包含したことあることを知る可し。是れ從來傳へられたる

の地を惟るに、金龍山淺草寺は靈地とて府下第

釋尊御一代の一切經巻は八宗の根本也。是を建立し拜讀する時は、功德廣大にして凡量の能く

知る處にあらず、故に發願して造立せんと欲する事年已に久し。嗚呼愚哉自力に及ばず、依て信心の輩に告げ補力を乞ひ成就の時を待ちし

に、方今神佛混合廢止の折から、鎌倉八幡宮に安置ありし一切經取除の沙汰あり、直に行きて拜請せしに願望速に達せり。爰に於て熟ら安置

一の繁榮なれば、彼地に納めむと決定せり。然して永く天下泰平寶祚長久を祈り奉り、次に結縁諸人の先祖追福を營み、現世息災にして心願成就し、二世安樂の勝果を得むことを希ふに南無。

明治四未年花春

發起

壽樂印

貞運印

此勸進帳に附屬する、別冊の寄附金連名明細帳によれば、十文、二十文、一朱、二朱、又ハ十疋、二十疋、百疋等の記載あり、零細の寄附を求めたことを知ることを得。又尼僧自身托鉢により、得たる所も少からざりしと云ふ。而して當時は未だ圓、錢等の記載無く、總て舊來の稱呼に依れるることは注目を惹く所なり。此時尼僧が托鉢に際し使用したる旗及び錢入等今に遺存す。

左記は別種の寄附金奉加帳の卷首に記したる、喜捨の勸誘狀にして、巨岳和尚の筆になれるものなり。

明治四未年夏

發願者

秋庭貞運印

世話人

外山巨岳印

經、其の輸送、

一切經輪藏其他の附屬什物は、經堂共全部にて金百兩にて買取り。當時としては洵に莫大の金高と云はざるべからず、但し全部を東都に移轉するには多大の費用を要すれども、幸にも移轉先たる淺草寺には、前年焼失の後を享けて經堂の復興計畫あり、馬道に住する俠客新門辰五郎（明治八年九月十九日歿、下谷坂本善養寺に葬る）等の發起にて、新築に着手中の未完成なる經堂存在し、

堂宇は之れが移轉の必要なかりしを以て、大工棟梁の寅なる者と交渉し、建物は取潰して之れを同人に與へ、其代價として經卷、輪藏、附屬の佛像佛具類の荷造費の一部に充當せしむることとし、荷造一切を同人に請負はしめたり。

經卷は五千數百部の多數に上り、輪藏其他の容積嵩み、重量巨大にして、陸路の輸送は到底困難なりければ、寧ろ海運に依るを便なりとし、經卷

は之を百八十九箱に分類し、嚴重の箱に詰込み、輪藏は之を分解し、佛像其他も亦細心の注意を拂ひ荷造したる上、鎌倉海岸より和船三隻に積入れ三回の往復を重ね、東京灣に入り隅田川を溯りて淺草寺に搬入したり。此等輸送の手續は、主として外山巨岳之を擔當監督せるが、同志の香川圓瑞等の補佐、并に信徒有志の獻身的協力に待つこと多かりしは、申す迄もなき所なり。

講中の設立、

經卷類は既に輸送を終りたれども、買收立替金の返済、輸送費及び輪藏の組立等に要する資金の捻出に就て、更に苦心を重ねる事となれるは自然の順序なりとす。而して個人の勧誘又は托鉢による資金の集計には自ら限度あり、豫定の額に達せしむること容易ならざるを以て、寄附金募集の有力なる手段として、篤信の有力者に説きて世話人たらん事を求め、一切經講なるものを設立するこ

ととし、講名を末廣講と定め、本部講中の外に四谷、青山、芝、麹町其他に區分して、着々として資金の寄附を求めたり。

左記は明治六年三月、淺草寺住職の誌したる、
一切經講人名簿卷頭の序文にして、年號の記載に
當り、神武紀元二千五百三十三年と大書し、其下
に明治六年
癸酉三月と二行に割書したるは、其前年即ち明治
五年十一月十五日改曆に際し、太政官より神武天
皇即位を以て紀元と被定旨、布告せられたる所に
基きたるものにて、近年の慣用例に比し異なる所と
認めらる。

一切經講人名簿卷首に淺草寺住職の誌したる

序文

夫止惡行善ハ賢聖ノ欲スル所故ニ言ク積善之家必有餘慶、積不善之家必有餘殃ト。今ヤ一切經講若干ノ善男女等、曾テ巨多ノ淨財ヲ擲チ、類ヒ希ナル宋板ノ大藏經ヲ遠ク鎌倉鶴ヶ岡ヨリ請

淺草寺所藏國寶元版一切經緣起(外山)

徳ノ餘薰淨信ノ男女求願満足必然ナリ、依テ一
言ヲ卷首ニ記シ其芳志ヲ來葉ニ示スト云爾。

神武紀元二千五百三十三年
癸酉三月
明治六年

淺草寺傳法心院住職

權少教正 唯我韶舜誌 印

此人名簿は高サ六寸、水晶軸の横巻にして、前記の序文に次て各講中の世話人、及び講員の人名を細楷を以て記しあり。其内四谷講の爲めに作られたるものを見るに、最初世話人十五名を大書し、次に講員百八十六名を列記しあり。今數巻を存す。

淺草寺に對する正式の引渡、

明治四年の春寄附金の募集に着手以來、幾多言語に絶する辛苦を重ね、不眠不休努力の效果奏せられ、茲に多年抱懐せし一切經招請の大願成就したるを以て、明治九年全部を擧げて、之を淺草寺に引渡すこととし、同年四月佛生日に正式に其手續を完了したり。左記は淺草寺役僧、住職等の連署に係る領收書なり。

淺草寺の一切經等に對する領收書、

記

一、一切經百八十九箱ニ入

但し鎌倉八幡宮に安置有之候經文也

一、輪藏一ヶ所并に合天井一式

一、四天王像四躰

一、普大師御修覆并に鐵鋼臺共

一、觀世音像一躰

一、釋迦如來御修覆

一、御經堂唐戸十二枚

一、爐盤石惣躰居込

一、御經堂疊三十疊

一、石燈籠一對 但し青山講奉納

右者去ル明治第五年九月中、秋庭貞運尼ヲ首トシ貴各位擔當御盡力ニテ建立悉皆出來ノ上、捧納百般全備ニ至リ候段、繼絕興廢令法久住ノ鴻業ニシテ法幸不斜候。則前額ノ通リ更メテ當寺へ被引渡正ニ領掌致候。然ル上者法燈ヲ來際ニ輝シ、雄功ヲ不朽ニ傳ヘ、當山ニ保存致シ護持ス可キ者ナリ、仍テ領掌證書如件。

明治九年丙子四月八日

同麹町組惣中

淺草寺主事觀智院住職

訓導 星野 旭俊 印

淺草寺理事

訓導 眞乳 真良 印

淺草寺住職

權少教正 唯我 韶舜 印

一切經發起

秋庭 貞 運殿

同世話人

秋山武右衛門殿

安藤 富次郎殿

佐藤 俊 海殿

末廣 講惣中

同四谷組惣中

同青山組惣中

同芝 組惣中

奉納の事一切を完了す、發起者を始め講中世話人、寺院側一同満足の情推察するに餘りあり。

鶴ヶ岡八幡宮の縁起、

鶴ヶ岡八幡宮の經堂并に輪藏等の説明に先だち、同神社の縁起に就き略記することとせん。

縁起を案するに、康平六年八月伊豫守源賴義が、由比郷に石清水八幡宮を寫し勧請せしに始まり、其後永保九年二月陸奥守源義家修覆を加ふと云ふ。然るに治承四年十月源賴朝公、由比郷より小林郷の山に移され、稍々宮殿を壯麗にせしが、後また建久二年四月更に小林郷若宮の上の地に移し、宮殿を一層壯嚴にせられしと云ふ、今の社地即ち之なり。歴代の武將此の神を痛く歸依せしかば、自然各種の武具佛典等を寄附せしもの多し。八幡宮所藏に係る、「御殿司億持」なる記録によれば、當社は眞言宗僧侶の支配を受け、應永の頃

迄は二十五坊を存し盛大を極めしが、戰亂の影響を受け、天正の末頃には僅に七院に減じ、文祿二年徳川家康公五院を再興し、爾來明治維新に至る迄十二院を存し、社僧の下に神官隸屬して奉仕せりと云ふ。而して其本尊御神體の配置を見るに、兩部の建前として、中央を八幡大菩薩本地阿彌陀佛、東方を神功皇后本地觀音、西方を比賣神本地勢至、の順位に安置せり。本尊は僧形八幡の石像なりと云ふ。

八幡宮舊諸堂宇の位置は、新編相模風土記にも

記載あり、享保年間の境内圖面によれば一層明白にして、之れに從へば、神橋の右方放生池には辨才天祠あり、次に仁王門あり、門を入りて左方に護摩堂あり、之れに次て大銀杏樹の前方斜に位する所に經堂あり、一切經を茲に藏したり。經堂と對する位置に多寶塔の大建築あり、大佛大鳥居と合せて鎌倉三名物の一に數へられたるものなりと

云ふ、多寶塔の右方に鐘樓あり、梵鐘は家光將軍の寄進に係るものなりしが、神佛分離の際鐵鎗にて破壊せられたりと云ふ、鐘樓の右方斜に藥師如來を安置せる藥師堂あり、正面石段の前に神樂堂建ち、石段を上りて本社殿の前、右に六角堂左に愛染堂あり、此處に置かれたる愛染明王像は、後年轉々して故小泉策太郎翁の有に歸し、麻布廣尾の柯蔭精舍に在りて國寶に指定せられたるものなり。仁王門の二像は今は附近の壽福寺に存すと云ふ。

明治元年三月發布の太政官布告の「此度王政復古、神武創業の始に被_レ爲_レ基、諸事御一新祭政一致の御制度に御回復被遊候に就ては、先第一神祇官再興御造立の上、追々諸祭奠も可_レ被_レ爲_レ興儀被仰出候、此旨五畿七道に布告し、往古に立歸り……神社神主總て神祇官附屬に被仰候」との趣旨に基き、八幡宮十二院の僧侶は皆還俗して姓名

を改め神官となり、昨日佛前に三鉢を握りて讀經

したる者、今日は神前に幣帛を捧げて神詞を奏す

實行を届出でたり。

御屆書

事となれり。八幡宮初代の宮司筥崎氏は舊正覺院の住職なりしが、筥崎八幡宮より思付きて改姓せるものなりしと云ふ。

次て布告せられたる太政官令により、今後は一、某權現某菩薩等の佛語を以て神號とすることは不可なること、二、佛像を以て神體とする神社は之を改むること、三、佛像佛具を神前に置くものは早々取除く可きことの三ヶ條を遵守する事となれり。

明治三年午年五月日

鶴ヶ岡八幡宮一社總代

總神主 節崎 博尹 印

神奈川縣御役所

明治元年四月太政官達の「此度大政御一新に付石清水、宇佐、筥崎等八幡大菩薩之稱號被爲止、八幡大神と奉稱候様仰出候事」により、鎌倉八幡宮も亦自然之れに從ふ事となれるなり。次て明治三年五月八幡宮一山を代表して、總神主筥崎氏は左記の届書を神奈川縣廳に差出して、神佛分離の

鎌倉鶴ヶ岡八幡宮御社内、在來ノ藥師堂、護摩堂、大塔、經藏、鐘樓、仁王門、右混淆ノ佛堂取除キ、仁王門跡へ華表取建テ内廊三面、墀、垣、別紙圖面ノ通ソ修理仕候ニ付此段御屆申上

候以上。

鶴ヶ岡八幡宮の記錄によれば、文政四年正月七日火を發じ、上宮以下樓門廻廊其他堂宇多數焼失し、同十一年に再建せられたるが、此火災に經堂は幸運にも罹災を免れ、一切經等は全部安全なるを得たりと云ふ。

經堂建立の年代に就ては、今調査の資料無く遽

かに之を斷定し難しと雖も、蓋し北條氏繁榮時代の創建に係るものなる可し。當時禪僧の渡來する者多く、彼我の交通頻繁に行はれたれば、一切經は夫等僧侶によりて吾國に將來せられ、八幡宮の經堂に納入せられたるものならん。

轉輪藏の構造、

貞運尼が鎌倉より移し來り、淺草寺經堂内に据付けたる轉輪藏の結構を見るに、一柱八面、朱欄金碧、壯麗なる宮殿風の構造にして、此の中に一切經を挿架するの仕組となり、宛然一箇獨立の大書庫を形成す、梁朝傅大士の發案に係ると云はる、巧妙なる設計にて一見する所によるも、結構壯重、高雅優美なる美術的建築物なれば、斯道専門家をして仔細に調査せしむれば、其製作年代も判明して、或は國寶的建造物なるを發見するやも計り知るべからずと想はる。

此轉輪藏に關し、大正十四年淺草寺出版の「金

龍彩麟」の圖版説明に「今之堂は安政年間新門辰五郎數年の丹精により新構せしものなり、その鎌倉時代を帶びたる様子は關東に於ては他に多く類例を見ざるものなり」とあり。又昭和三年淺草寺縁起編纂會發行の「淺草寺縁起」中の説明にも「前略、天和年中火災に罹つて炎上し、その後三度建造したが、再び祝融の咀ふところとなつて焼失し、後安政年間鳶頭新門辰五郎なる者が、數年の丹精をこらして新築したものが今之輪藏である。それより先き幕府の御鶴番より、辰五郎に丹頂鶴一羽を贈つたが、辰五郎の曰く、これはこれ高貴將軍の召すべきもので、匹夫我等の口にすべきものでないと、即ちこれを輪藏の中央に埋めた。蓋し冥福を祈るの微志に出でたもので、篋筒の軸の臺石の下に當ると云ふ」とあり。輪藏も經堂と同時に、維新數年前の作に係る新造品なるが如く速断しあり。殊に後者の説明は傳説としては面白けれども、

其實は誤聞に基くものと思料せらる。

前に掲げたる淺草寺より寄贈者貞運等に宛てた

る領掌證書には、明白に輪藏及び其臺石即ち爐盤

石は經堂の造作類と共に、鎌倉より移し來れるものなる事を明記しあり。又此移建を目撃せし現存者の云ふ所によるも、八幡宮所在のものを移轉し來れることは明かなれば、上記出版物による説明は說て詳ならざる嫌ありと云ふべし。

斯くの如く現在の輪藏は經堂其ものに比し、遙かに古き時代の構作物にして、既存の經堂内に移し入れ据付けたる事とて、心柱上端の軸と、之れを承くる梁木との接觸面の工合良しからず、据付當初は回轉圓滑を缺き、已むを得ず數回に亘り修理を加へたりとの事なり。

貞運尼は一切經奉納完成の後、經堂際に一屋を構へ、經堂番人名義の下に經卷守護の任に當り、篤信者に自由に之れを回轉せしめ、以て佛恩の廣

大無邊なるを知らしめたり。左記は輪藏に關する趣意書にして、巨岳和尚の筆に係るものなり。

輪藏趣意書

釋氏の教卷其數六千七百有餘卷の大部にして讀誦すること難し、故に全部の經卷を此輪藏に納む、參堂庶民轉讀の意思をなし、旋回三匝作禮して去れば、功德廣大にして信心堅固、福壽增長、除災興樂、生氣運動の一助となる可し。

目下經卷は此輪藏内に存せず、其安全保護の爲め、他の適當の場所に嚴重に保管せられ居るは、申す迄も無き所なり。

元版一切經、

貞運尼の將來せる一切經は、當初宋版と信せられ、淺草寺僧侶を始め關係者一同皆斯くの如く呼び來りしが、明治三十二年の調査により國寶となれる際、元版と斷定せられたるものなりと云ふ。

全部にて五千四百二十八卷を數ふ。而してこの經

妙法蓮華經卷第八

寶金三藏開創者空海著

觀世音菩薩普門品第二十四

爾時無量意菩薩即從座起偏袒右肩合掌

向佛而作是言世尊觀世音菩薩以何因緣

名觀世音

佛告無盡意菩薩善男子若有無量百千萬

億衆受諸苦惱聞是觀世音菩薩一心稱

名觀世音菩薩即時觀其言聲皆得解脫

若有持是觀世音菩薩名者設入大火火不

能燒由是菩薩威神力故若爲大水所漂稱

其名號即得安處若有男子萬億衆生爲求

金銀瑠璃珠寶珊瑚琥珀琉璃珊瑚等寶入

於大海假使黑風吹其船舫漂墮羅刹鬼國

其中若有乃至一人稱觀世音菩薩名者是

諸人等皆得解脫羅刹之難以是因緣名觀

斯經不根之人持

來而販賣焉尋

夫出處者卽鶴岡

八幡宮之舊物

也重拜納以補

寶藏之闕典伏

希因茲殊勳四
前瑞泉口教妙訓謹曰
海清平萬民娛樂、皇風與神風共永扇、佛寶與僧
寶共久長乃至法界有情同圓積口、是歲嘉吉改元
辛酉夏六月也。

前瑞泉口教妙訓謹曰

即ち今を距ること約五百年前、此經卷の一部は

卷に附屬して錦屏
山瑞泉寺前住妙訓
の題跋あり、圖版
によりて之れを見
るに左の如し。

記追屬附び及經切一版元寶國

盜難等不慮の事故により輪藏より逸出し去りたる
が、偶々不根の人之れを二階堂なる瑞泉寺に携へ
來りて販賣せる際、其出處を問訊せば、是れ全く
八幡宮の舊藏なること判明せるを以て、寺僧驚喜
其缺典を補足したる次第を明白にせる貴重の記載
なり。即ち此奥書により、此經卷は後花園天皇嘉
吉元年、今茲昭和十五年を距る四百八十六年以前
より、既に八幡宮の寶藏に重襲せられたる事を明
かならしめ、併せて經堂建立の時代を推定するに、
有力なる資料を供するに至ることは、洵に不思
議の因縁と云ふ可きなり。此經卷に關する前記淺草寺の説明を見るに、寄
贈者の何人なるかに就て、確信を有せざることを
發見するに難からず。即ち「金龍彩麟」に曰く、
「此一切經は元鎌倉鶴ヶ岡八幡宮所藏のものなり
しが、明治四年神佛混淆を禁じ引分の事ありし際、

同所の經藏建物附屬の器具佛像等全部賣物とな
り、或は由比ヶ濱にて燒棄すべしとの說さへ出で
ける時、秋庭妙貞尼（貞運尼なりともいふ）と稱
する者、大に之を慨き勇猛の發願を起し、一切經
講なるものを設け、金五十兩にて購ひ、以て當寺
輪藏に寄附せるところのものなり、……經文の
中、諸所に鶴ヶ丘八幡宮の印あるを留意すべし」。
又「淺草寺緣起」に曰く、「この經は今は天下無二
の珍品で、支那に於てさへ散逸して、得難い有様
であるから、國寶として保存せらるに至つた。

輪藏に參詣するものは、よろしく妙貞尼若くは貞
運尼の芳志を斟むべきである。」と記しあり。從來
同寺に正確なる記錄を存せざる爲め、誤つて曖昧
なる説明となれるものなるべし。但し其後昭和八年
同寺の機關雜誌「大無畏」に、筆者の知人香川
瑞鳳師の寄稿あり、奉納者の消息稍々明かとなれ
る感あれども、耳聞に係るところ多くして、適確

なる資料によれるものにあらずと考へらる。
現在淺草寺經堂内の掲示に「國寶元版一切經ハ
尼將軍政子ガ源賴家追善供養ノ爲メ奉納云々」と
記し、從來の謬れる傳説を其まゝ踏襲しあるは、
善男善女を誤るの惧れなしとせず。

全國著名寺院に現存する、古版一切經の種類數
量等が幾何なるやは、斯道の門外漢たる筆者の能
く知るところにあらずと雖も、其數必ずしも多か
らざるべし。仄聞するところによれば、三縁山增
上寺は收藏最も富み、宋版、元版、高麗版の三藏
を有し、其中には元伊豆修禪寺の蔵なりじを、
徳川氏の勢力を以て領地と交換に之を移し來れる
ものありと云ふ。而して三藏中元版の流布が最も
少しこのことなり。此等古版經卷に就て、單に書
史學的の比較研究を行ふことも、頗る興味あるこ
とと信ず。

貞運尼が鎌倉にて買入れたる、經卷類全部の代

金は金百兩なりしことは既に記したるところなり。筆者は曾て、明治元年石清水八幡宮所藏の經卷類賣却の際、大阪の商人松浦某が記載し置きしと云ふ、明細書なるものの寫を一覽したことあり、夫れによれば「宋國版一切經、江州人何某相求代料八百五十兩也。

鐘二面、大百八十兩、小八十五兩也に落札、鐘

二つは異國に賣拂に相成兵庫より積込候處、途中に而破船海中に沈み候由、實に不思儀之有様也。

同明治三年十八日入札、社中商人共列席賣立の品々の内、

紺紙金泥、法華經八卷、無量壽經一卷、觀普賢經一卷、梨子地金物付箱入、

右御筆は男山神應寺開山行教大和尚筆、奥書に帝御幸之節、爲國家安全、貞和三年延暦寺沙門

聖衆從奉寄進と有之、

右落札金六十兩也、京都商人相求候、
經藏落札金三十兩也、云々」

とあり、石清水八幡宮藏一切經の八百五十兩、經堂の三十兩に比し、鎌倉八幡宮の百兩は頗る低廉なりしに驚くの外なきが、一尼僧の身に取りては、當時の百兩は實に莫大の憤發なりしを感じずる次第なり。

傳大士、二童子、四天王像、其他の佛像

筆者は現在淺草寺經堂内に存する輪藏が、鎌倉より移轉し來れるものにして、其製作年代は經堂に比し遙に古きこと、并に輪藏の前方に安置する傳大士、普成、普建二童子の三像、及び二天門即ち曾て境内の東照宮に附屬せし隨心門に奉安せし神像と、置替へたる多門、持國の二天像も亦、

他の二天像と共に鎌倉所在のものなりし事を、上來既に記述したるが、淺草寺の出版物には、此等

諸像の出處傳來に就て、適確なる記載を缺き、普通一般人も亦概ね從前より同寺に傳來せるものと認め居るもの多しと云ふ。仍て序に此點を一言する事とせり。

又「淺草寺縁起」に記載しある、經堂内安置の本尊阿彌陀如來、及び脇侍佛は、貞運尼の招來せる釋迦如來、及び觀世音像に該當せずやとも想像せらるるが、事實果して如何ある可きか、姑らく記して後の考證に俟つを安全とす可し。

一切經講中の休講、

貞運尼等奔走の結果、目出度經卷奉納の諸手續を完了したるが、諸費用の精算容易に決せず、紆餘曲折を経たる後、明治九年一先づ講中を休講とし、世話人との關係を解消せり。此時囊に一切經と共に鎌倉より移し來れる、別種の經卷其他の用品は、貞運方にて申受け、尙ほ手當金として金二十五兩を受納したり。即ち左記は貞運尼及び保

證人巨岳和尚より、世話人總代に差入れたる一札、并に受領品に對する明細書なり。

差入申一札

去ル明治五年金龍山淺草寺へ一切經建立ニ付、

秋庭貞運義發起致シ、各々方ノ御世話ヲ以テ無滯悉皆出來奉納仕候、其後同六年中右一切經講中設立相成リ、萬端御世話被下候段添ク奉存候、然ル處今般更ニ休講相成候ニ付、貞運爲手當金二十五兩并ニ經堂附屬ノ品、別紙ノ通リ御渡シ被下正ニ受納仕候、然ル上者右御經堂ノ義ハ不及申、貞運身分ニ就テ何様ノ義出來致候共、我等引請ケ各々方ヘ對シ聊カ御迷惑相懸ケ候義一切無御座候、仍テ爲御禮一札如件。

明治九年十一月六日

右發起 秋庭 貞運 印

保證人 外山 巨岳 印

末廣講、芝講、青山講、四谷講、麹町講

御世話人

秋山武右衛門殿

安藤富次郎殿

貞運申請候別紙品書

記

一、供養節ノ輪藏前檀并打敷

一、同輪藏廻リ橡板十二間惣躰

一、觀世音像一躰厨子入并銅三具足

一、四天王像前鐵箱外總テ六箇

一、一切經外ノ大般若經并箱共

一、白木長持二ヶ

一、經堂南入口障子二枚

右之通リニ御座候也。明治九年十一月十六日改。

當時貞運尼が申受けたる觀世音像、及び大般若

經等今現に存在す。大般若經は黃檗版にして、左記は其奥附の二三なり。専門家に取りては遼東の

肥後州小川縣信士與三兵衛施白銀一兩二錢、同女久須施一兩、刻行此大般若經第三百十卷、

其一、

しかを證するの一端に供することとせん。

大般若經奥附の例示、

るものあり

恩に祈願す

にして、佛

般人士の佛

教に對する

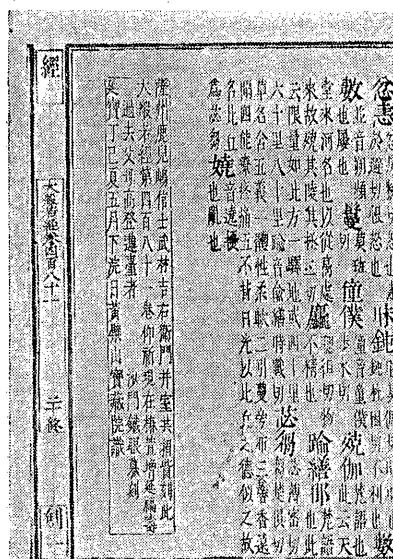
昔如何に一

姑らく之を

と雖も、今

羅多能攝一切殊勝善法所謂一切聲聞善法獨
般若波羅蜜多能攝一切殊勝善法是爲正說所以
者何甚深般若波羅蜜多是一切善法母能生一切
波羅蜜多及五眼等殊勝功德含利子等菩薩訓
薩欲得如是清淨五眼應學般若波羅蜜多含利子
着菩薩摩訶薩能學五眼定得無上正等菩提
子若菩薩摩訶薩能學五眼定得無上正等菩提
大般若波羅蜜多經卷第四百八十一

音釋



經若般大版黃藏舊宮幡八倉錄

所希法界衆生累世怨親無明闇消義天月卽業障水
釋智海浪平者。

沙門鐵眼募刻

延寶丁巳春三月黃檗山寶藏院識

其二、

攝州大坂信士中野二郎兵衛喜捨淨貲助刻此大般
若經第五百四十卷以資

先考先妣之冥福仰願醫根頓除看破空花三界覺性
圓發利益幻化衆生者。

沙門鐵眼募刻

延寶丁巳季夏月黃檗山寶藏院識

其三、

薩州鹿兒島信士新納又左衛門尉女施貲刻此大般

若經第五百六十二卷仰願

般若靈光照觸施者罪滅福生壽命長遠生生世世離
諸惡趣蓮華化生速證菩提者。

沙門鐵眼募刻

延寶丁巳初秋月黃檗山寶藏院識

尙ほ此大般若經の外に、八幡宮社僧長智存良な
る者の注記に係る、鎌倉鶴岡山輪藏、祕密儀軌目
錄なる冊子あり、黃檗山寶藏院藏の佛說祕密儀軌
衆法經總目中

灌頂壇場部第一乾、以下顯密經雜部第八坤、
等數十冊を注記せるもの存在する所により推察す
るに、これ等諸經卷も亦上記一切經と同時に、鎌
倉より請來して、或は今現に淺草寺の文庫中に保
存せらるるならんか。

四 經堂守護及び退去の始末

經、卷、守、護、の、爲、め、經、堂、際、に、移、轉、

貞運尼は經藏落成後、引續き經卷守護の爲めに
一生を捧ぐるの志望あり、一切經奉納當初より淺
草寺との間に、經堂附近に常住するの條件を附し
ありしが、尼僧の身を以てしては前例無く、他日

に至り支障を生ずることあるやも計られずとの意

三十三歲八ヶ月

見あり、依て寺院當局と熟談の結果、便宜の手段

生國安房國安房郡高井村十三番地井上喜一

として、當時麻布一本松臺雲寺住の外山巨岳が、

郎姉

形式上布教の目的にて公園地内に出張するとの諒

秋庭 貞運

解を得、經堂の際に百坪弱の地所を借入れ（其後

四十九歲三ヶ月

一部の返地及び借増のことあり）此處に一屋を建

生國遠江國佐野郡掛川宿元城内三百三十三

立し、巨岳和尚を戸主と定め、貞運尼等を同居家

番地士族秋庭友直兄

族として住居せしむるの案を立て、直に實行に着手

秋庭 壽樂

したり、これ明治九年末のことにつき。爾來數

五十六歲四ヶ月

年の間、貞運尼は此庵室に在りて、日夕經堂の守護に任じ、無上の法樂に浸るを得たり。以下記す

今般公園地ろノ二十四號地ヘ布教ノ爲メ出張仕候間此段御届申上候也

所は、公園内住居に就き東京府に對する諸届、淺

明治十年一月日 右戸主外山巨岳

草寺宛の願書、東京府知事よりの賞狀等の記録なり。

淺草公園地掛御中

御届

御届

第二大區十二小區麻布一本松町七番地

靜岡縣士族

秋庭 壽樂

教導職試補

外山 巨岳

五十六歲四ヶ月

秋庭 貞運

四十九歲三ヶ月

證人 外山 巨岳
秋庭 貞運

右ノ者公園地ろノ二十四號地へ經堂番出稼ニ付

同居爲致候間此段御届申上候也

右戸主

明治十年一月日 外山 巨岳

第五大區八小區々務所御中

淺草寺に宛てたる届書、

以書付御願申上候

昨明治九年四月中、一切經輪藏悉皆出來ニ而更
ニ奉納仕候砌、發起貞運へ經堂番被申付、其節
病氣ニテ出勤致兼ネ代理相立置候處、今般快氣
仕候ニ付私出勤候間、此段御届申上候、右發起
貞運身分ニ付何様ノ義出來候共、證人引請ケ聊
カ貴寺様へ御苦難相掛け申間敷候、爲後日證書
如件。

明治十年二月日 右

淺草寺所藏國寶元版一切經緣起(外山)

東京府に對する公園借地の内一部返還、并借増願
及び之れに對する府知事の許可書、

淺草寺御主事様

第二大區十二小區麻布一本松町七番地

外山 巨岳

私儀從來淺草公園地ろノ二十四號地九十坪七合
五夕御地所拜借出稼營業罷在候處、今般右御地
所ノ内別紙朱引ノ分、六十四坪五合返地仕リ殘
二十六坪二合五夕、從來ノ通リ月並地代四十七
錢二厘ニテ拜借御聞濟被成下度圖面相添ヘ此段
奉願上候也。

明治十年六月日

右

前書出願ニ付證印仕候也

外山 巨岳

高田 庄吉

東京府知事楠本正隆殿

明治十一年三月日 右

(圖面省略)

第二萬六千五十九號

書面拜借地ノ内六十四坪五合分割返地願之趣聞

届候事。

明治十年七月三日

東京府知事 楠本 正隆 印

拜借地借増御願

第二大區十二小區麻布一本松町七番地

外山 巨岳

外山 巨岳

右願上候、淺草公園内ろノ二十四號地二十六坪

二合五夕從來拜借罷在候處、右地續別紙朱引ノ

空地十二坪更ニ新規増拜借ノ上庭地ニ仕度、尤

モ地料其他御規則通り相守リ可申、且ツ公園地

輪藏出來後數年を経過し、經堂破損雨漏り甚し

ノ義ニ付宅地御用ノ節ハ何時ナリトモ自費ヲ以テ引拂ヒ可申候間、此段御聞濟被成下度奉願上候也。

外山 巨岳

東京府知事 楠本 正隆 殿

(圖面省略)

書面拜借地借増願出之趣聞届候事

明治十一年三月日

東京府知事 楠本 正隆 印

東京府廳より左記賞狀を受く。

賞 狀

外山 巨岳

淺草公園地内ヘ藤棚一ヶ所獻納候段奇特ニ候事

明治十一年四月日 東京府廳 印

きに至りたるを以て、屢々之れが修繕方を淺草寺に對し申出でたるも、當時寺院側の疲弊甚しく、

自力にて之れを行ふの餘裕なかりしを以て、貞運

尼は再び信徒と協議して、寄附金を募り、數ヶ月にして修理の功を竣へたり、時は明治十二年夏なり。左記は經堂修理助成寄附金募集の趣意書、及び淺草寺との間に交換したる文書なり。

經堂修覆助成明細記

序

夫レ金龍山淺草寺之大藏經者、鎌倉八幡宮へ將

軍賴朝公ヨリ奉納ニナリシ唐宋朝ノ製本一切經

也。昔年我朝ハ弘法大師ノコロヨリ兩部神道ニ

立ヲカレシ故、神前ニ佛經アルヲ御一新ノ際神

佛混合ヲ廢サレニヨリ、發願之尼有志君ニ謀リ、

明治四歳ノ秋大悲ノ厚園ニ移セシハ諸君ノ知リ

玉フ處ナリ。今經堂屋根損シ雨露經卷ノ上ニ洒

グ、八百年前ヨリ傳來スルヲ雨ノ爲ニ朽チナン

ハ見ルニ忍ビズ、有志ノ君エ助力ヲ乞ヒ修覆致度、四方諸君多少ニ不限寶捨ノ厚志ヲ仰ク者也。

明治十二年春

右に就き淺草寺より發起世話人に對し依頼あり左の如し。

當山經堂屋根破損ニ付、今般御奉納修復之事御發起ニ預リ忝ク奉存候、右者御約定ノ通リ宜敷

御依頼申上候也。

明治十二年四月日

淺草寺役僧

發起世話人各員殿

發起貞運尼等より淺草寺に對し差入れたる一札。

經堂普請ニ付差上申一札

御當山伽藍ノ内、經堂屋根追々破損ニ及候ニ付

其趣御届申上候處、屋根替修覆ノ件悉皆私共エ

御依頼ニ相成、就而ハ廣ク有信ノ衆庶ニ謀リ協

力御修覆仕リ、竣工ノ上喜捨金明細帳并ニ諸費

用明細帳相添へ奉納可致候、尤モ差當リ立替金ヲ以テ凡ソ九十日間ニ皆出來可仕候、爲後日證書差上置一札如件。

明治十二年四月日 發願人

高仲 貞運

太田 妙念

世話人

外山 巨岳

鈴木 樂道

數内市右衛門

杉田 命常

秋庭 壽樂

伊藤勝之助

淺草寺御主事様

懸リ青木氏

五月二十二日普請に取懸り七月一日出來奉納屆仕候也。

右寄附金明細帳の實物により之れを見るに、最高十圓より最低十錢迄數百口あり、寄附者中には東京市内に現存する著名の醫師、商家多數の姓名を列記しあるを知るべし、其内二十錢の寄附金を一厘五毛づつ、日掛にて納入したるものあり、特志寔に感するに餘りあり。

茲に注意すべきは、貞運尼は從來秋庭姓を名乗り來りしが、此頃より本姓の高仲氏を稱するに至ることなり。尼僧の身分に就ては後段に記すことをとすべし。

當時佛教界は疲弊困憊の極に達す、

佛教渡來以後千數百年、上代は勿論藤原時代より鎌倉室町時代を經、徳川時代に至る迄、寺院僧侶は歴代上下の尊崇を蒙り、優遇至らざる無く、未だ曾て何等迫害を受けたること無かりしが、明治の神佛分離は空前の受難を齎らし、佛教は無用の長物にして、僧侶は天下の遊民なりとの輿論は、

知識階級の間に浸潤し、寺領の沒收、佛像佛具經卷の破却等、到る所大悲慘事の續出となり、神社の前には僧尼不淨の輩入るべからずとの制札を見るが如き、排斥侮蔑を受くるに至れること、今尙ほ世人の耳目に新なる所なり。

明治八年一月佛教諸寺院の長老は連署して政府に對し、排佛教は國家に大害を與へ、其禍延て國家を傾覆せしむるに至るべし、佛道の興廢は實に國家の安危に係る所なりとて、滔々數萬言を聯ねたる建白書を提出して、否運挽回の爲め悲痛の叫びを擧げ、佛教主義に殉するの主張を行ひ、奮闘努力ることは、佛教受難史上に特筆大書せらる所なり。

係宗門一派の名譽たるに止まらず、佛教各宗派恰かも旱天に慈雨を得たるが如く無上の光榮に感泣し、其葬儀には増上寺を始め、京都知恩院其他府下淨土宗各擅林全部參列したるのみならず、天台、真言、臨濟、曹洞、黃檗、真宗、日蓮、時宗、念佛等全宗門の代表者盡く上京禮拜を遂げ、感謝報恩の誠意を披瀝し、明治の佛教をして一時に生色あらしめたりとて、當時相傳へて宮の御遺徳を追慕せざる者なかりしことは、今に傳へて佛教徒が隨喜の涙に咽ぶところなり。

佛教界の有様此の如き際に當り、貞運尼が一女性の身を以て、燃ゆるが如き信仰心に鞭ち、佛教寶典の保存護持に心魂を抛ち、黙々として素懷を達成したる偉業に對しては、佛教徒は勿論局外者と雖も、頭の下るの想を抱かざるを得ざる所なり、佛教界落莫を極め、天下公衆より侮蔑嫉視を受けつゝありし際、佛葬の仰を蒙りたるは單に關經堂守護の庵室を去り牛込金谷山内に移る、

貞運尼は一切經建立以來數年の間、身を以て經卷の守護に任じ、佛恩に感謝しつゝ無上の法悅に浸り、堅忍不拔信徒を導き、只管信仰心の發揚に貢獻し來りしが、明治十七年一月に至り公園地規則改正のことあり、豫て借用の地所を返納して立退く可き旨申渡されたり。此の如きことは尼僧が豫期せざる所にして、當初の約束に違反するを以て、引續き住居致度き希望を申立て、其方法として個人所有の建物を更めて寺院に寄附し、其所有權を寺院に移し、經堂附屬のものとすれば差支無からんとの趣旨を以て、東京府に對し許可を得らるゝ様、淺草寺に依頼したる願書は次の如し。

奉御願候

公園内ろノ二十四號地所在

建物柿葺平屋二十一坪七合五夕壹棟

拜借地主 外山 巨岳

右申上候、去ル明治四年一切經輪藏再建、發起

并世話人一同ヨリ奉納書面差上候節、貞運義一切經側ニ守護致シ生命送過致度申上ゲ住家ノ義願上候處、唯我教正殿出格ノ御仁恤ヲ以テ、經堂際ニ地所頂戴仕リ家屋出來、尼僧ノ事故世話人名前ニテ貞運住居可致旨、貴院ヨリ被仰渡住居致居リ候處、明治六年公園地ト相成リ、其節世話人ハ安藤富次郎名前故、八小區ニ於テ一般ノ出稼ト見做コト、相成リ、地租等相納メ來リ候、然ルニ明治九年ニ至リ、一切經輪藏再建諸費出納計算不相立、世話人一同種々苦辛致候方法、相立て講中ヲ解散シ、借用金返金方へ右建家賣却致候代價ヲ以テ皆濟相成様勘辨ヲ願ヒ、依之百般事濟ト相成リ、更メテ一切經輪藏落成奉納書面差上候、其節貞運住居失ヒ心痛仕候間、賣却仕候代價ヲ以テ買請ケ貞運心願之通リ住居仕候、今般公園地御改正ト相成リ、借地返地可致旨被申渡、今日ニ至リ貞運事一切經側ニ住ス

ルノ心願ヲ失ヒ殘念ノ事ニ存候、右ニ付拙建家奉納仕リ永ク經堂附屬ノ物ト致シ、貞運心願之通リ生命送過被致度此段奉願上候、御聞濟ノ上府廳へ宜敷出願ノ義奉願上候也。

明治十七年一月日

發起貞運世話人

外山 巨岳

保證人

伊藤勝之助

經堂番人

高仲 貞運

淺草寺御主事様

此書面は一切經建立後其守護に當れる迄の由來
経過を明白にするのみならず、輪藏再建の諸費用
意外の巨額に上り、之れが決算に幾多の曲折あり、
幸にして講中、信徒、後援者間の折衝漸く成立し、
百事解決を見たるを以て、更めて淺草寺に對し正

式に引渡したる徑路を知る事を得、當事者一同苦辛の跡を偲ぶに足るものあり。而かも遂に貞運尼住居の希望は達成せられず、十七年六月、右建物一切を寺院に寄附し、外山巨岳が新に住職となれる、牛込金谷山寶祥寺の境内に轉居することゝなれり。經卷と其一生を終始す可き素志を貫き得ず、退去の止むなきに至れる尼僧の悲嘆は寔に察するに餘りあり。

一、切經并に輪藏の返還を請求す、

貞運尼既に經堂附屬の建物を寄附し、經卷守護の心願を喪失し、滿腔悲哀の情を抱いて去れり。
然るに今や更めて安住の地を得たるを以て、豫て

寺院側との約束に基ける條件の履行せられざる
は、無慈悲の取扱にて、信徒世話人に對しても申譯無きが故に、新住居の地へ移轉せしめ、終身守護の責に任じたとして、切々の情を披瀝して、淺草寺に對し奉納の一切經并に輪藏等全部の返還方

を申出でたること、左記によりて明かなり。

願上候事

宋版一切經發起人

貞運尼

右申上候、私儀年來一切經建立ノ義志願罷在候處、去ル明治三年中鎌倉八幡社宋版一切經御取除ケニ相成候趣傳聞仕リ、彼地ニ至リ輪堂并大藏經招請ノ上、御當山へ納メ度旨、尤モ經堂ノ御側ニ小庵ヲ設ケ生命送過致度願上候處、當御住職唯我教正殿始メ役人中出格ノ御仁恤ヲ以テ、直ニ御聞届ケ被成下置、私儀年來ノ志願成就ノ時ニ至リ候事ト難有相心得、右ノ趣信者世話人中へ申込ミ、經堂ノ御側ニ御地所頂戴仕リ家作設立致候處、尼僧ニテハ經堂番ノ先例モ無之、依テ世話人名目ヲ以テ貞運住居可致候様ニ、御當山ヨリ被申渡候ニ付、世話人名義ヲ以テ住居致來リ候處、今般公園地御改正ニ付取拂ノ義

被申渡候得共、貞運儀ハ普通ノ出稼人トハ格別ノ譯ニテ、別紙由緒書ヲ以テ嘆願申上置候處、普通ノ出稼人同様ニ御取扱ニ相成リ、更ニ取拂被申渡、大藏經御側ニ住居不能トナリ、當初ノ心願ヲ失ヒ殘念ノ至リニ奉存候、豫テ一切經納メノ砌、御約定申上候通り、私儀永ク大藏經附屬ノ建物ニ住居シ、經堂守護ノ志願ニ御座候處、今更取拂相成候テハ、信者世話人中へ申譯モ無之、私儀存命中前文ノ次第無慈悲ナル御取扱ニテハ、往々々不安心ニ御座候間、何レ地ナリトモ私儀守護相叶ヒ候場所へ奉納仕度、私方モ更ニ違約申上候間、豫テ奉納致置候一切經願下ゲ仕度、輪藏并ニ經文不殘御下グ渡相成候様奉願上候也。

明治十七年九月日

發起貞運世話人

寄附人 外山 巨岳

淺草馬道町三丁目十四番地

保證人 伊藤勝之助

日本橋横山町二丁目十六番地

森仙吉方同居在籍

發起 高仲 貞運

んど知るところ無かりしの一事なりとす。
以上筆者は長々しく一切經招請の由來に就て記述したるが、これより此の奉納に關係せし人々の略歴、并に筆者の親しく見聞せる二三の挿話を記して、参考に供すべし。

淺草寺主事御中

右申出の通り、豫ての約束違反を理由として、

他の適當の場所に更めて奉納致度旨の返還請求

が、實行せられざりしは、固より當然のことなりとす。假りに其申出通り、返還の希望を貫徹し得たりしとせんに、結局經典の散佚を防ぎ之れを不朽に傳へ得たりしや否や、多大の疑問ありとすべし。淺草寺の如き大寺の保管に任かせ置きたるは、經卷の爲め其の處を得たるものとして、大いに満足す可きところなり。唯遺憾なるは、淺草寺が受納以來數十年の間、此の寶典及び附屬什物の奉納者や、納入に關する正確なる経過に就て、殆

秋庭貞運

五 奉納事業に關係せる人々

一切經奉納の發願者たる貞運とは、如何なる素姓の人なりやと云ふに、父は舊幕臣田澤兵庫家來高仲安兵衛と稱する士分の身にして、貞運は其の三女として文政十年十月出生、幼名を奈加と呼べり、父は慶應四辰年四月三日死亡し、一家離散の不幸に陥り一族の行衛は討ぬるに由なし。之れより先き奈加は生家を退轉し、第三大區九小區四谷左門町三十七番地永田義行の附籍となり、更に明治十年六月永田方より、第一大區四小區神田三河

町四丁目二十七番地森仙吉方に送籍となり、戸籍上同人方の世話を受くる事となる、森は明治十六年神田より日

本橋横山町二丁目十六番地

本名高仲奈加、壽樂と結婚して秋庭姓を名乗り、後ち本姓に復して高仲貞運と稱せり。

へ引移れり。

墓表に辻氏浪子とあるは、藝妓當時の名乗を其

南時持地善道即從座起前白佛言世尊右有衆生聞是觀世音菩薩品自在之業普門示現神通力者當知是人功德不少佛說是普門品時衆中八萬四十衆生皆發無等阿耨多羅三藐三菩提心

奈加事貞運は元來其従兄に當る、森仙吉の父と許婚

まゝ附けたるものなり、幕末の頃入稼業を營み居りし辻宗右衛門なる者に養はれ、四谷にて藝妓稼業に入り浪子と稱せり、貞運の弟辻忠司と稱する者は宗右衛門の實子にして、貞運には義理の弟

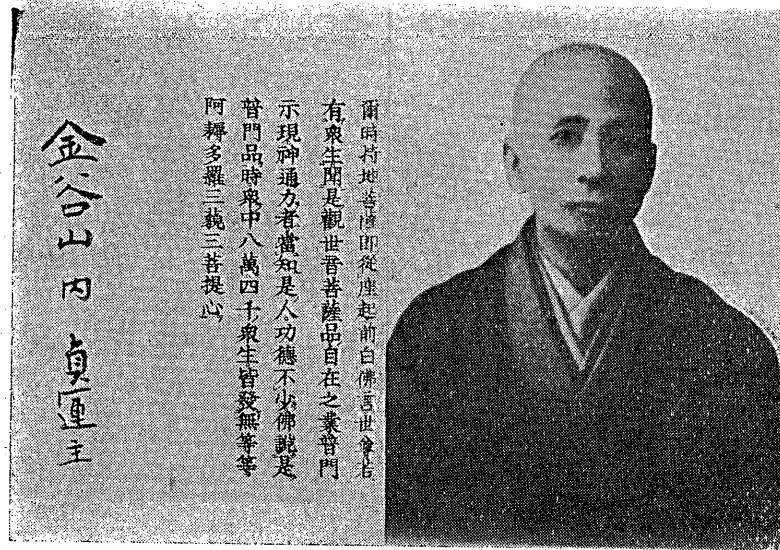
に當り血縁無き者なり、現在麹町區永田町に住すが、生家の活

計不如意の爲めに、藝妓稼老後に至り行衛不明となり、其末路を知ることを得ず。

金谷山内貞運主

業に入りしを以て、兩人の婚約は遂に破談となりて成立せず、却て當時長唄界の人氣者として評判高かりし、十一代家元杵屋六左衛門の長男なる、

明治十年淺草公園區務所への届書に記載せる、生國安房國高井村井上喜一郎姉とある井上其の人



尼僧庭秋運貞及像及び署名

は、貞運の養父辻宗右衛門の妻女が、安房國の漢法醫井上家に再嫁して生む所、最初井上倉之助と稱せしが、後ち喜一郎と改名したる者にて、貞運には義理の弟分に當る。

貞運尼は明治二十六年九月二十一日、淺草寺の程近き淺草區三間町醫師小澤方を訪問中、突然急病に罹り同家一同の、手篤き看護を受けながら安らかに逝けり、時に年六十七、小澤氏は貞運尼の奉納事業を助けたる一人にして、又その妻女や息女は貞運より長唄の教授を受け、殊に息女かねは身體虛弱にて、健康保持の爲め貞運の勧めに従ひ、その紹介を得て、舞踊を藤間勘右衛門に就き練習せるなど、極めて懇親の間柄なりしなり。

貞運尼の寫眞には享年六十六とあれども、その出生せし文政十年十月より起算すれば、歿したる時は六十七歳となり一年の相違あり。又淺草寺經堂内に掲げある一切經由來書中貞運の履歴には、

歿年を明治三十六年九月二十一日享年七十六とし、九年の相違を見る。

貞運尼は平素より寫眞撮影を好まず、從て單獨にて撮影せるものは皆無にて、現存のものは、六十五歳の時衆人と共に、記念に寫せし群像中にある所にて唯一の遺影なり。その容色は餘り美しき方にあらざりしも、凜乎たる氣象は眉宇の間にこれを窺ふべし。芳村孝三郎事秋庭壽樂と結婚後の生活は必ずしも幸福とは稱し難く、夫の藝人社會に通有なる、齷齪すべき放埒不品行の爲め、屢々その後と始末に膺り當惑困却し、胸裏密かに心痛苦慮を重ねること多く、終に人生を悲觀して佛門に入り、相州三浦十劫寺佐藤俊海の徒弟となり、名を貞運と改めたり。元治年間海難に遭遇の際、觀世音菩薩大悲の加護により死を免れたるより、佛恩に報ずる爲め一念發起して、一切經奉納の大事業に専心し、自ら勸進帳を作りて各方面の信者、

門弟より寄附金を募りて、遂に其目的を貫徹せり。物保護の偉業を成就したる信仰心の堅固なるには、全く敬服の外無きなり。

貞運尼の數奇を極めたる生涯は、波瀬萬丈端倪すべからざるものあり、其經歷の一端は或は演劇に或は映畫によりて、世に傳へられたる所ありしが、其晩年は全く安心立命の境地に立ち、眞摯敬虔、只管信仰の力に生き、聊かの煩ひ悩みも無く、安樂の生活に入れり、殊に一切經を勧請したる後は、特に其筋の許可を得て、淺草寺經堂際に小庵を作り、經卷守護の素願を遂げ無上の満足に浴したこと、上來說ける所なり。

貞運佛門に入り尼僧となりたれども、其本來の趣好たる長唄は之れを廢せず、依然各方面に熱心有力なる門弟を有し、常に上流家庭に聘せられて

賓客として優遇を受け、それ等諸人の絶大なる援助奉仕により、一切經奉納に要せし資金の供與を得たり。

秋庭壽樂

貞運の夫秋庭壽樂は、前記の如く實は十一代家元杵屋六左衛門の男にして、初名を杵屋六松と稱し後ち父の藝名を續て芳村孝三郎と改め、又淨曉とも呼べり、文政三年九月の出生なり。元來杵屋宗家十二代を嗣ぐべき者なりしが、天性非常の道樂者とて、窮屈なる師匠として家元を相續するは、その欲する所にあらず、宗家を實弟に譲り、自らは嘉永五年十月三十三歳の時、幕府の同心中山音次郎跡秋庭家（明治維新後遠州掛川に移る）の株を、金二百五十兩にて買求め士分の列に入れり。

その頃四谷邊にて藝妓稼業の浪子事貞運と相思の仲となり、遂にこれと結婚せり、士分の株を買入れたるは、貞運が零落して藝妓となりたりとは云

へ、幕臣の末に連りて士籍にあるが故に、之れと同格たらんとの虚榮心に出でたるものなりと云ふ。

文久二年三月四十三歳の時、隠居して壽樂又は

受樂、自樂等と名乗れり、性來天才的の素質を有し、本業の外、狂歌、俳句、繪畫等一ト通り風流の道を解したるものゝ如く、依然宗家の外に在りて長唄師匠をなし、時としては飄然として旅稼に出懸け、放埒三昧自墮落の生活を送り、一時貞運とは離別の如き間柄となりたれども、旅より歸れば貞運の寓居に訪ね来るを例とし、貞運亦同接を拒まず寧ろ之を優遇したりとは、宿縁の淺からざる證據と云ふべし。壽樂旅稼より歸る際は、必ず古き佛像經卷の類を購ひ来るを慣例とせり、貞運の感化によれるところなるべし。

斯くて明治二十六年に至り、貞運死去したるを以て、同二十九年の春七十七歳の時、是迄寓居し

たる金谷山寶祥寺境内の庵室を去りて、宗家杵屋方に引取られたり。當時杵屋六左衛門より、外山巨岳に對し差入れたる、壽樂身の上引請證左の如し。

證

一、金五拾圓也

但壽樂吊資金

一、見臺一組

但長唄本十二箱入

一、三味線箱一ヶ

但三味線二丁入

一、柳行李一ヶ

但壽樂着類二十八品入

右者壽樂事當方へ引請候に付同人の諸事品正に請取申候爲後日仍而如件

明治二十九年二月四日

日本橋區坂本町十八番地

杵屋六左衛門 印

外山 巨岳殿

即ち植木店と呼ばれたる宗家十三代杵屋六左衛門に對し、壽樂死後の吊祭料に充つべき資金の外

に、その所持品全部を合せ身柄を引渡したるなり。十三代六左衛門幼名吉之亟隱居して寒玉と稱す、明治三年五月壽樂の弟十二代家元の長男として出生、現に斯界の大立物として盛名あり、壽樂は實に其伯父に該當する間柄なり。

現在牛込區神樂坂に住して、長唄師匠を營む二代目杵屋六松は、壽樂及び貞運に就て修業せる門弟の一人なり、又其子杵屋六松次は現代六左衛門の門下として、出藍の譽あり、母子共居常貞運の遺徳を想ひ追慕の情を寄せつゝあり。

倉、又左衛門の後援、

貞運の經卷招請に對し、最大の後援を與へたるものは、麴町四丁目質商倉 又左衛門一家なり、倉家は家號を越前屋と稱する舊家にして、當時の主人は茶人として有名にて、數々の名器を所有し、長唄の弟子として、貞運に入門せる關係より、尼

僧の一切經勸進の舉に共鳴し、自ら多額の寄進をなすと同時に、その番頭等をして世話人たらしめ、寄附金の募集、基金の保管、奉納の手續等に干與せしむるなど、多大の厚意と援助を寄せたり。

倉家は質業の傍、諸大名等に對し貸金をなせる關係上、擔保流れとなれる、天下著名の名器を所有したり、其内大名物不動肩衝茶入、同志野丸壺茶入等は、舊忍藩主松平下總守家傳來の銘物にして、前者は益田孝男に、後者は加藤正義翁に譲渡せり、兩者共高橋篠庵翁の「大正名器鑑」に採錄せられあり。

又益田男爵家什寶の李迪山水幅は、東山御物として「君臺觀左右帳記」に登載しあり、同じく大名家の出にして、倉家の有となり轉じて益田家に傳はれるものなり。益田翁が倉家より此名幅を買取りし際に一場の笑話あり、夫は當時翁は同好の朝吹英二氏と同道して、倉家に至り軸物買取りの

ことを決定し、代金を三井銀行の小切手にて支拂ひ、品物を持ち歸らんとせし時、番頭氏は言ひ悪くそうに、貴殿が御急ぎならば致方なけれども、他に御覽を願ひ度きものあるにより、暫く此の御方に御遊びを願ふ譯に參らぬかとの申出あり、朝吹氏はよろしい拙者は別に急がぬと云ひて、其まま居残り午餐に西洋料理の馳走を受け、歸來して云ふに、越又で午餐の饗應に預つたのは拙者だけだろうと大威張をなせしと云ふ、安んぞ知らん益田翁の小切手が、故障無きや否やの懸念より、現金を取付くる迄の間、朝吹氏を人質にせし次第なりしと、翁が後年折に觸れて懷舊談をなす時、常に語りしところにて、筆者は親しくその直話によりてこれを知れり、よつて餘事ながら茲に附記する事とせり。

倉家は大正震災當時迄、麴町に在りて盛大に營業し、震火の店舗に迫り来るや店員を督勵して、

自家の所有物を最初に取出すと承知せぬぞと叱咤し、得意先の預り品保管倉庫の防火に全力を注ぎ、其安全を謀り、火焰未だ消へ去らぬ火中にありて、倉庫の前に「自家の損害を顧みず奮闘の結果一庫を犠牲にして御預り品の安全を確信仕候」との立札を建て、保管品の安全を報じたり、當時筆者は親しくその情景を見て、店主の義氣に感服せることを回想す、その時店主の採りたる處置は、震災美談として噴々傳唱せられたりしが、自家は却て多大の損害を蒙り、遂に二百年來の祖業を廢し、市外淀橋の邊に退去するに至りたるは、寔に同情すべきところなり。

外山巨岳

天保十四年四月十六日、尾州名古屋徳川氏の家臣外山久吉養甫の二男として出生、嘉永七年四月十二歳の時、その叔父に當る飛彈國大野郡高山村素玄寺住職曇慶に就て得度僧籍に入り惠海と名乗

る、安政五年十六歳の頃より、名古屋大光院大薩の隨徒として、修學すること數年、慶應元年二十歳の時、再び高山素玄寺曇慶の室に入り立身嗣法す。

明治維新早々高山を去り、東都に出で本郷六丁

目喜福寺に入り雲水生活をなす、此時秋庭貞運、香川圓瑞等と相識となる、會々貞運尼一切經堂建立の大願を發起す、巨岳亦其事業に協力奔走する事となり、爾來親子の義を結び主として建立の實際を擔當せること、上來說明せる所の如し。

一切經奉納に關する諸記錄中には、その氏名を缺けるも、喜福寺に於ける同志の友香川圓瑞師が、此事業に就て巨岳を補佐したるは、間違無き事實なるべし。同師は明治九年の交野州鹿沼の光太寺に入りて住職となり、其子瑞鳳師は今武州秩父光明寺の住持として、觀世音大悲閣復興の發願に努力中なり。瑞鳳師は中井敬所門に在りて篆刻を學

び、寧處と號し、業餘鐵筆を弄してその技大に見るべきものあり、筆者の爲めに隨時興に乗じその快腕を揮ふこと稀なりとせず、曩に淺草寺の機關雑誌に一切經奉納に關する寄稿をなしたことあり。

巨岳和尚喜福寺を去り、太政官布告第八號の規定に従ひ、第二大區十二小區麻布一本松町七番地に定籍、同所の荒廢せる臺雲寺の復興を引受く。

即ち擅家總代星野權藏等と謀り、檀中より永代回向料の出捐を乞ひ、之を同寺永續共有金として積立置き、一定の額に達したる後、本堂改築の費に充つるの計畫を樹てたり。

巨岳和尚の臺雲寺に在るや、往年飛彈高山に於ける同門の後輩、佐藤鐵額一日飄然訪ね來り、僧侶としての前途望無きを悲觀し、還俗して他業に就き新生活に入らんとの決意を語れり、此時師兄たる巨岳は師弟^{スティ}の鐵額に向ひ、轉身の益無きこと

を説き、その翻意を求め、當時青松寺に在りて有

徳の譽高かりし、北野元峰老漢に紹介して、その門下に列せしめたり、鐵額師は爾來元峰會下にありて刻苦精進を重ね、後年老師が永平寺に入りて曹洞宗管長となれる後を襲ひ、青松寺の後輩に推舉せらるゝに至れり。鐵額師深く巨岳和尚の厚意を徳とし、身を終る迄之れに兄事し、親密なる交誼を重ねたり。

巨岳和尚は貞運尼の一切經奉納の事業を助け、

經卷類の輸送、輪藏の建立、寄附金の募集等に盡力する所極めて多く、經卷奉納後特に經堂の傍に一庵を建て、布教出稼の名義を以て貞運尼の住居と定め、以て經卷の守護に當らしめたること上記せる所の如し。而して豫て計畫中なりし、麻布臺雲寺（同寺は其後廣尾邊に引越したり）の復興意明治十七年六月牛込若松町金谷山寶祥寺を譲受け

て住職となれり。

當時寶祥寺の住職は石井祖牛と稱する者にて、多額の負債を有し、困苦を重ねつゝありし際とて、之れが支拂を條件とし入寺は容易に決行することを得たり。その負債の明細を見るに、口數二十八、金額壹千五百餘圓に達し、之れを一時に代拂したる外に、金二百五十圓を奉納金として支出す、檀中二百三十軒、その内縁檀二十軒を數へたり、時に巨岳和尚年四十二。

巨岳新に後住となるや、荒廢したる本堂の新築、庫裡の改築等に、幾多の苦心を重ね、數年の後ち禪宗寺院として、相當の規模體裁を整備することを得るに至れり、而して其苦心努力の背後には、貞運尼の有力なる庇護援助の功ありしを認めざるを得ず、巨岳和尚は其恩誼に酬ゆるが爲め、境内に瀟洒たる一屋を構築して、貞運尼安住の所となし、之れに侍すること母に事ふるが如く、誠意を

以て奉仕せり。

貞運尼明治二十六年、六十七歳を以て逝くや、高譽貞運首座と崇め、地を谷中にトして墓所を營みて之れを厚葬し、改めて家祖と定め實弟外山義達翁の孫、外山喜久夫（本塾普通部學生）を以て後嗣となし、永く其冥福を禱る事とせり。明治三十三年九月貞運の七周忌に際し、寶祥寺内に別に「聲教^{壽樂翁}貞運尼」と題する供養塔を建立して記念とせり。大正三年九月亘岳和尚七十二歳に達したるを以て、佐藤鐵額師の門弟秋山達道を後住と定め寶祥寺を退隱し、大正十四年一月四日八十三歳を以て大往生を遂ぐ。

寶祥三十二世亘岳惠海大和尚
と謚す、老友青松禪寺貫主佐藤鐵額禪師の命する所なり。

昨昭和十四年は貞運尼四十七回の忌辰に丁る、親戚故舊相

集り、淺草寺傳法院に於て追善供養を營めり。筆者は右法養の際、淺草寺の希望ありたるによりこれに應じ、一切建立に關する記錄を貸與し、同時に少しく經卷に就て知らんと欲する所ありしを以て、豫じめ書狀を以て照會したる後、親しく同寺を訪ねたる所、「當寺には心當り無之」との返答にて、一向要領を得るに至らざりき。千辛を重ね萬苦を積み、鏤骨彫心の結果、佛教寶典保護の大願目を貫徹せることを以て、無上の満足感を抱き、名聞利養の外に立ち、恬淡無欲、自ら成就せる事業に就て何等誇る所なく、只管信仰に透徹せし、貞運、亘岳等は、定めし九泉の下に在りて、末世の浮屠は熱意に缺け、共に語るに足らずと苦笑し居ることならん。

昨年十二月初旬東京大藏會の主催に係る、三井

高公男爵襲藏の、敦煌出土の古寫經展覽會開催あり、席上參會の知人より同會清規の一端を聽き、談偶々淺草寺一切經將來のことに及ぶ、友人頻りにその由來を示さんことを請ふ、繼絕興廢は固より貞運尼の好む所、仍て厥の功を重んじ、之を奕葉に傳ふること必ずしも徒爾ならずと信じ、倉卒筆を執りて舊記を探り古老に問ひ、その經過の大要を記し、大方篤信の士に報ずることせり。

(昭和十五年一月十日稿)